

帯広市観光ポスター・パンフレット等制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の理由

帯広市の魅力を、個人観光客を中心に国内外に広くPRし、観光入込客を増加させるための観光ポスター・パンフレット等の制作にかかる公募型プロポーザルを実施する。

本件は、下記業務に対応可能な事業者を公募し、企画提案書の提出を求め、業務委託先を選定するものである。

なお、観光ポスターは観光キャンペーンや百貨店等で催される物産展、各種大会、会議、観光施設等で全国に掲出するとともに、観光パンフレットは各種キャンペーンや物産展、大会、会議等で広く配布することで、当市の観光PRに活用していく。

また、今年度から新たに制作を予定しているリーフレットについては、インバウンド向けに英語版で制作することで、国内だけでなく、海外プロモーションの際に、帯広市の観光資源や地域の魅力をPRし、誘客促進を図る。

2 業務等の概要

別紙仕様書による。

3 担当部課

帯広市経済部観光交流室観光交流課

4 プロポーザルの方式

公募型とする。

5 参加資格条件

- ・帯広市競争入札参加資格登録業者であること。
- ・十勝管内に事業所等を有すること。
- ・ポスター・パンフレット制作の実績を有すること。
- ・市町村税の滞納をしている者ではないこと。
- ・帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- ・帯広市の入札参加資格停止の措置を受けている者ではないこと。

6 公募要領の入手方法、場所

帯広市ホームページより取得、または帯広市役所7階観光交流課にて配布する。

7 参加申込

(1) 申込方法

直接持参又は郵便・宅配便で提出を受け付ける。

(2) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ②参加資格を有していることを証する書類
 - ア 暴力団等の排除に係る誓約書
 - イ 市町村税完納証明書
- ③ポスター・パンフレット制作の実績が分かる資料

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金）正午（必着）

(4) 提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市経済部観光交流室観光交流課

(5) 参加資格有無の通知

参加資格については、有無に関わらず各参加者に通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提案書の内容

- ①観光ポスターデザイン案
- ②観光パンフレット・リーフレット企画案
 - 紙面構成の分かるラフデザイン程度のもので可とする。各項目の見出し等は記載を要するが、記事の本文等の情報の有無は問わない。
 - ※複数案は不可とする。
- ③見積価格（任意様式）

(2) 提案書作成にかかる注意事項

別紙仕様書による。（任意様式）

(3) 提出先

帯広市経済部観光交流室観光交流課に直接持参か、書留郵便等の追跡が可能なものによる提出とする。

(4) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時（必着）

(5) 提出部数

ポスター・パンフレット・リーフレット全案とも、提出数は正本1部、副本10部とする。

(6) その他

提出するポスターデザイン及びパンフレット・リーフレット企画案は、未発表のものとする。

9 説明会

開催しない。

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和8年5月19日（火）～6月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法・提出先

質問書（様式任意）により、19に記載する連絡先宛に電子メール等で受け付ける。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、到着次第すみやかに回答する。なお、回答は質問者及び回答日において提案者として選定された者全てに通知し、併せて帯広市ホームページに掲載するものとする。

11 選定方法

(1) 委託者の選定

委託者の選定は企画提案内容のプレゼンテーションにより、観光ポスターデザイン案、観光パンフレット・リーフレット企画案について、帯広市観光ポスター・パンフレット制作業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が総合的に勘案して選定する。

審査に関しては、提案者の称号又は名称、代表者氏名などを匿名とし、審査過程において恣意性が働かないよう配慮するもの。なお、帯広市ホームページ等での情報公開時においても、受託者以外の提案者名は匿名とする。

(2) プレゼンテーションについて

1 事業者ごとに準備5分、プレゼンテーション20分、質疑5分の計30分で実施する。なお、プレゼンテーションの順番については、参加資格有無の通知後に実施するくじ引きにより決定する。

(3) 選定基準

審査項目	審査基準
デザイン	当地の魅力を端的に伝えることができ、一目で興味を惹くデザインか
コンセプト	幅広い層に刺さる内容で、手法が優れているか
情報の質・量	質の高い情報を端的に、過不足なく提供しているか
アピール力（ポスター）	一見して当地への興味を想起するものか
実用性 （パンフレット・リーフレット）	旅行前の観光客が当地に興味を持ち、旅中でも活用できる内容か
業務執行技術力	業務執行にあたり必要な知識や経験を有するか
コストの効率性	コストに対して充実した提案内容であるか

(4) 選定結果の通知

選定結果は採否に関わらず参加者に通知する。

12 スケジュール

令和8年5月11日（月）	第1回委員会開催
令和8年5月19日（火）	プロポーザル参加業者公募開始
令和8年5月29日（金）	参加申込書提出期限
令和8年6月1日（月）	公募型プロポーザル参加資格確認通知書送付

令和8年6月12日（金）	質問書提出期限
令和8年6月22日（月）	企画提案書提出期限
令和8年7月 3日（金）	第2回委員会開催（プレゼンテーション）
令和8年7月 6日（月）	契約締結・業務開始

13 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥2以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- ⑦その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑧本項で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会
が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字・脱字等の軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ①参加者は、企画提案書の提出を持って、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ②提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③提出された企画提案書等は、帯広市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

14 遵守事項

成果品の内容の全ては帯広市に帰属するものとする。

15 契約に関する基本事項

選定された事業者と別紙仕様書に基づき協議を行い、随意契約により、帯広市観光ポスター・パンフレット等制作業務の委託契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

16 納期及び契約期間

納期は令和9年3月25日（木）とし、契約期間は契約締結日から納期までとする。

17 提案上限額

5, 202, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、このほかに広告掲載による事業費の確保を認める。

18 広告掲載について

パンフレットに民間企業等の広告を掲載するが、掲載ページの箇所等の詳細を選定後に調整するものとする。

19 連絡先

帯広市経済部観光交流室観光交流課観光係（帯広市役所7階）

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4169（直通）

FAX 0155-23-0172

e-mail tourism@city.obihiro.hokkaido.jp